

日田玖珠広域消防組合公告第1号

物品をインターネットを利用したせり売りにより売り払うことについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の14の規定により準用する地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月 11日

日田玖珠広域消防組合
管理者 棕野美智子

1 せり売りに付する事項

物件番号	財産の名称	総排気量	初度登録	走行距離	予定価格	入札保証金
25-4	消防ポンプ車	4.57ℓ	平成11年	44,213km	100,000円	10,000円

備考：1 「予定価格」とは、あらかじめ日田玖珠広域消防組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は性能維持管理のため増加することがある。

2 せり売りに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のすべてに該当しない者であること。
- (2) 日田玖珠広域消防組合が定める日田玖珠広域消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「組合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 物件の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (7) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (8) 18歳以上の者であること。

- (9) 「3 せり売りの参加申込みの方法」により、あらかじめせり売りへの参加申込みをした者であること。

3 せり売りの参加申込みの方法

(1) 参加仮申込み

参加希望者は、令和7年9月11日（木曜日）午後1時から令和7年9月29日（月曜日）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するK S I 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより、日田玖珠広域消防組合が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 参加本申込み

参加希望者は、上記(1)の参加仮申込みの手続きを完了した後、令和7年9月29日（月曜日）までに所定の申込書及び必要書類（下記③を参照）を日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課に持参又は郵送により提出すること。

① 申込書などを持参する場合

ア 受付場所 日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課

イ 受付期間 令和7年9月11日（木曜日） 午後1時00分から

令和7年9月29日（月曜日） 午後2時00分まで

※受付窓口の時間は、午前8時30分から午後5時00分まで

〔土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。〕

② 申込書などを郵送する場合

ア 送付先 〒877-0081 大分県日田市大字渡里111番地1

日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課

イ 受付期間 令和7年9月11日（木曜日）から令和7年9月29日（月曜日）まで

※令和7年9月29日（月曜日）までの消印があるものを有効とします。

〔普通郵便可〕

③ 参加本申込みに必要な書類

・公有財産売却せり売り参加申込書

・誓約書

・個人の場合は、公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、保険証等）のコピー

・法人の場合は、登記事項証明書の写し又はそのコピー

・委任状【代理人による手続きの場合】

※法人の代表者が従業員にせり売りの手続きを委任する場合など、申込者がせり売りの手続きを行わない場合は、委任状が必要。

※委任状を提出する場合は、「委任者」及び「受任者」の公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、保険証等）のコピー（法人の場合は、登記事項証明書の写し又はそのコピー）を提出すること。

(3) 参加申込の受領確認

申込書などの提出書類を受領し、本申込みの確認が終了した後、日田玖珠広域消防組合

からK S I 官公庁オークション I Dで認証した申込者のメールアドレスあてに参加資格通知を電子メールにて送信する。

(4) その他

- ① 申込書などは、日田玖珠広域消防組合のホームページからダウンロードすることができる。
- ② 申込書などに要する費用は、参加希望者の負担とする。
- ③ 受付期間内に申込書などを提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、この公告によるせり売りに参加することはできない。
- ④ 提出された申込書などは、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 大分県日田市大字渡里 1 1 1 番地 1
日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課
- (2) 期 間 令和 7 年 9 月 11 日（木曜日） 午後 1 時から
令和 7 年 9 月 29 日（月曜日） 午後 2 時まで

5 せり売りの場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和 7 年 10 月 14 日（火曜日） 午後 1 時から
令和 7 年 10 月 16 日（木曜日） 午後 11 時まで
- (3) 開 札 令和 7 年 10 月 17 日（金曜日） 午前 9 時から

6 せり売りの方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。
なお、入札期間中であれば何回でも登録が可能であるが、売却システム上の現在価値又は一度入札額欄に入力した金額を下回る金額を登録することはできない。
- (2) 一度行った入札は、参加者の都合による取り消しや変更はできない。
- (3) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金

- (1) せり売りに参加しようとする者は、日田玖珠広域消防組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、日田玖珠広域消防組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は日田玖珠広域消防組合に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告で示したせり売りに参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 組合ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

入札期間終了後、日田玖珠広域消防組合は開札を行い、売却区分ごとに売却システムにおいて、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和7年10月31日（金曜日）午後5時00分までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

- ・ 契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- ・ 契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。
- ・ 契約保証金には、利息を付さない。
- ・ 落札者が、売買契約を履行しない場合は、契約保証金は日田玖珠広域消防組合に帰属する。

(4) 売却代金の納入

契約の相手方は、令和7年11月4日（火曜日）午後2時30分までに、売却代金（充当された契約保証金の額を除いた額）を、一括にて日田玖珠広域消防組合の発行する納入通知書又は日田玖珠広域消防組合が指定する銀行口座への振込みにより、納付しなければならない。

また、売却代金納付後に領収証のコピーを日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課に持参、郵送又はFAXしなければならない。

〇〒877-0081 大分県日田市大字渡里111番地1

日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課

FAX番号 0973-28-8119

11 物品の引渡し

- (1) 物品の引渡しは、次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。
- (2) 引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、日田玖珠広域消防組合は一切の責任を負わないものとする。

- (3) 引渡期間 令和7年11月10日（月曜日）～令和7年11月17日（月曜日）
時間帯 午前9時～午後3時
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- (4) 引渡場所
大分県日田市大字渡里111番地1 日田玖珠広域消防組合 消防本部

12 所有権の移転及び名義変更等

- (1) 売却物件の所有権は、落札者が売却代金の納付を完了した時点で落札者に移転する。
- (2) 売却物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後30日以内に落札者が自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所等において、車検及び登録手続きや輸出届出等のうえ、登録等が確認できる書面（自動車検査証、輸出予定届出証明書又は廃車証明書等のコピー）を日田玖珠広域消防組合に提出すること。
- (4) 自動車を解体した場合についても、引渡し後30日以内に解体を証明する証明書のコピーを提出すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

13 その他

- (1) 日田玖珠広域消防組合は、売却物件の契約不適合責任を負わない。
- (2) せり売り及び契約に関する事務を担当する課
名 称 日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課
所在地 〒877-0081 大分県日田市大字渡里111番地1
電 話 0973-24-2204